明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○無線局免許手続規則等の一部を改正する省令（総務一六）　一
○戸籍法施行規則等の一部を改正する省令（法務四）　一五
○建築基準法の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（国土交通一五）　四〇
○排水基準を定める省令の一部を改正する省令（環境一）　一三
〔告　示〕
○船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件の一部を改正する件（総務六四）　一五
○無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件（同六五）　一六
○無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件の一部を改正する件（同六六）　一七
○無線測位業務を行う無線局の送信設備の参照帯域幅及び帯域外領域とスプリアス領域の境界の周波数を定める件の一部を改正する件（同六七）　一七
○船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件の一部を改正する件（同六八）　一三〇
○船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を定める件の一部を改正する件（同六九）　一三一
○船舶に設置する無線航行のためのレーダーの構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を定める件の一部を改正する件（同七〇）　一三六
○総務大臣が別に告示するレーダーを定める件（同七一）　一三七
○衛星船位測定送信機による位置の報告義務について海域及び報告の方法を定める件の一部を改正する件（農林水産四五〇）　一三八
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通一八八）　一三八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三九
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、地方職員共済組合役員の異動関係　一七三
会社その他
会社決算公告　一七四
一七五

省令

○総務省令第十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許手続規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十日

総務大臣　石田　真敏